

番号	項目名	関係府省庁	資料3-3 ページ
	農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和	農林水産省	1
	農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止>	農林水産省	5
	農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)	農林水産省	8
	農地の賃借の許可の迅速化	農林水産省	12
	農協協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し	公正取引委員会、農林水産省	14
	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	金融庁、農林水産省	19
	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	農林水産省	23
	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項)	農林水産省	26
	農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止	農林水産省	29
	農業共済の見直し(コメ・麦に係る強制加入制の見直し)	農林水産省	31
	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正	農林水産省	33
	市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)	国土交通省	36
	農地法の規制緩和について <農業振興目的(体験型農業施設駐車場等)での転用規制の緩和>	農林水産省	39
	畜産の新規事業実施についての問題点 <地元の協力の要件の明確化>	農林水産省	41
	農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和	厚生労働省、国土交通省、総務省	43
	食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)	消費者庁	47
	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について <一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>	消費者庁、農林水産省	49
(中期的 検討項目)	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)を強化して、ヨーロッパ型のゾーニング制度を導入するとともに、農地法による規制はすべて廃止する。		
	農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング		
	土地利用に関する措置の強化<耕作放棄への措置の強化>		
	農地の村外(県外・国外)所有者の管理利用責任の義務化		
	農地信託事業の対象者の規制緩和		
	農業委員会の廃止 <許可権限を国・地方自治体へ移譲>		
	転用権限についての国への権限委譲		
	農協からの信用・共済事業の分離		
	農協の一人一票制を見直し、出資額に応じた議決権とする		
	准組合員の廃止		
	農協による株式会社等の子会社設立や株式会社等への出資の制限		
	農薬取締法の農薬登録の項目から効果テスト、薬害テストを義務項目から外す		
	集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化		
	米の先物市場の創設		
	国家貿易企業の廃止 <米・麦の農林水産省、乳製品・生糸の農畜産振興事業団による国家貿易の廃止>		
	あらたな農業地域金融への規制緩和		
	中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加		
	農業補助金受給要件のいわゆる「3戸要件」を廃止して、一定規模以上等の要件に代替する		
	漁業関連法制度の抜本的な見直し		
	資源管理制度の見直し		
漁業権の開放			
漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現			
養殖制度の見直し			